第7　消滅時効

〔14〕　消滅時効に関する改正提言

Q　消滅時効についてどのような見直しがなされますか。

A　消滅時効については、以下の見直しが提言されています。

- 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点の見直し
- 定期金債権等の消滅時効に関する時効期間の見直し
- 職業別の短期消滅時効等の廃止
- 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の期間制限の見直し
- 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効の特例
- 時効の中断・停止に関する規律の見直し
- 時効の援用権者の明文化

解　説

1　改正の経緯

消滅時効に関しては、主に債権の消滅時効の時効期間の単純化・統一化を図る観点から、現行の民法に基づく時効期間の見直しが行われています。また、現行の民法に基づく時効の中断・停止について、時効の完成猶予・更新として再構成されています。

2　改正の概要

消滅時効の時効期間については、職業別の短期消滅時効や商事消滅

時効を廃止し（要綱第7・1(注)・3）（Q16参照）、原則的な時効期間として客観的起算点からの時効期間に加えて主観的起算点からの時効期間を導入することとされており（要綱第7・1）（Q15参照）、特則として定期金債権等の消滅時効（要綱第7・2）や生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効（要綱第7・5）（Q18参照）についての特例が設けられています。このような時効期間の見直しを行うことに伴い、不法行為による損害賠償請求権の期間制限についても見直しが行われています（要綱第7・4）（Q17参照）。

また、時効の中断・停止について、規律の大枠は維持しつつ、時効の完成猶予・更新として再構成するための見直しも行われています（要綱第7・6）（Q19参照）。

あわせて、消滅時効の援用権者について、判例法理を明文化する観点から、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者が援用権者に含まれることを明文化することとされています（要綱第7・7）。

（有吉　尚哉）

第９　法定利率

〔22〕　法定利率の変動制

Q　法定利率の変動制とは、どのような制度ですか。

A　法定利率について、一定の利率で固定することなく、3年ごとに見直し、市中の金利が一定程度変動している場合には、利率を変更する制度をいいます。

解　説

1　見直しの内容

現行法では法定利率は年5％で固定されています（民404）。しかし、年5％という利率は昨今の低金利の状況を反映していないという問題意識を踏まえ、要綱では、法定利率をまず年3％に引き下げた上で、その後、緩やかに変動させる仕組みに移行することとされています。

要綱で示されている法定利率の変動制とは、大まかにいうと、次のような制度です（要綱第9・1）。

(1)　適用される利率

利息を生ずべき債権について、当事者間に利率の合意がない場合、その利率は、その利息を生じた最初の時点における法定利率となります。適用される利率が一旦決定されれば、その後で法定利率が変動したとしても、適用される利率は変動しません。

(2)　改正法の施行時の法定利率

年3％とされています。

(3)　変動の頻度

3年を一つの期とし、次の(4)のルールにより変動することになります。

(4)　各期の法定利率

過去5年間の短期貸付け（新規）の平均利率として法務大臣が告示する割合を「基準割合」とし、法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下「直近変動期」といいます。）の基準割合と、当期の基準割合との差に相当する割合（1%未満の端数は切捨て）を直近変動期の法定利率に加減した割合となります。

このように過去5年間の金利を参照することとされたのは、特殊な経済的事情の発生や短期的な金利動向の影響を緩和するためです。また、1%未満の端数を切り捨てることになりますので、法定利率が1%未満の端数の単位で小刻みに変動するものではありません。

2　実務への影響

金銭消費貸借契約のように契約により利息が付される場合、当事者間の合意で利率を定めることが通常であり、法定利率が変動制に移行したとしても、そのような取引への影響は限定的と考えられます。

他方、損害賠償請求権についての遅延損害金の利率や、不当利得に関する悪意の受益者に対する利息請求権などに加え、Q24で解説する損害賠償額の算定については大きな影響を及ぼす可能性のある見直しといえます。

また、裁判実務では、訴状送達の日の翌日から年○%の割合による金員（遅延損害金）を支払えといった形で請求の趣旨が示されることが多いところ、法定利率が変動制に移行した場合に、このような扱いが維持可能か（維持が困難とすれば、どう変更するか）については、今後整理していくべき事項と考えられます。

（丸山　裕一）

〔62〕　個人保証の制限

Q　いわゆる個人保証の制限のために新設されるルールを教えてください。

A　事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等、一定の範囲の保証契約は、保証契約の締結前に公正証書を作成しない限り無効とするルールが設けられています（保証人が個人の場合に適用されるルールです。）。ただし、主たる債務者が法人である場合の経営者等、一定の者にはこのルールの適用はなく、従来どおりの要件の下で保証契約の締結が可能です。

解　説

1　改正提言の趣旨

保証契約は、債務者が担保を得る手段の一つとして実務上重要な意義を有していますが、他方で、個人の保証人が想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる場合があることが長く指摘されていました。そこで要綱では、個人の保証人の保護を図るため、一定の範囲および要件の下に、個人を保証人とする保証契約の効力を無効とする規定が新設されています。

2　個人保証の制限に関するルールの提言

(1)　原則（公正証書による保証債務履行意思の確認）

「事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約」または「主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約」は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1か月

以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない、とのルールが新設されています（要綱第18・6(1)ア）。このルールの対象となる保証契約は、通常の保証契約の場合には、対象が「事業のために負担した」「貸金等債務」を主たる債務とするものに限られ、根保証契約の場合にも、主たる債務の範囲に「事業のために負担する」「貸金等債務」が含まれるものに限られます。

公正証書の作成に当たって従うべき方式は、以下のとおりです（要綱第18・6(1)イ）。

① 保証人になろうとする者が、所定の事項（要綱に具体的に規定されています。）を公証人に口授すること。

② 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、または閲覧させること。

③ 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名押印すること（保証人になろうとする者が署名ができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることが可能）。

④ 公証人が、その証書は上記①から③までの方式に従って作ったものである旨を付記して、署名押印すること。

また、上記の各ルールは、上述した保証契約・根保証契約における保証人の主債務者に対する求償権に係る債務を主債務とする保証契約および、主債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約にも準用されます（要綱第18・6(2)ア）。

なお、本(1)の上記の各ルールは、保証人が法人である場合には、適用がありません（要綱第18・6(1)ウ・(2)イ）。

(2)　例外（いわゆる経営者保証の場合の適用除外）

上記(1)のルールは、以下の①から③までに掲げる者が保証人である保証契約については適用されず、それらの場合には、公正証書を作

成せず、従来どおりの要件の下で保証契約を締結することが可能です（要綱第18・6(3)）。これは、主債務者が事業を営む法人である場合の経営者や、主債務者が個人事業主の場合の配偶者など、主債務者と関連性の強い一定の者が保証人となるニーズや有用性が社会に存在することを踏まえ、上記(1)のルールの例外を認めたものです。

① 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者（株式会社の代表取締役は、この①の「取締役」に含まれます。）

② 主たる債務者が法人である場合のその総株主の議決権の過半数を有する者（間接的に有する者を含みます。）、またはこれらの者に準ずる者

③ 主たる債務者（法人であるものを除きます。以下この③において同じです。）と共同して事業を行う者または主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者（主債務者の配偶者については、主債務者が行う事業に「現に従事している」ことが要件とされています。）

3　実務への影響

本提言は、今回の債権法改正の要綱の中で最も注目される提言内容の一つといえ、この提言にのっとった改正がなされた場合には、保証実務に大きな影響を及ぼす可能性があります。とりわけ、事業のために負担した貸金等債務を主債務とする保証契約において原則として公正証書の作成を要することは、実務上の負担が現在より相当程度増大するため、当該類型の保証契約では、上記2(2)の場合を除けば、保証がなされるケースが現在より減少する可能性もあるものと思われます。

（川井　信之）